## 政令第四十号

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内 閣 は、 電 気通 信事業法等  $\mathcal{O}$ 部を改正する法律 (平成二十七年法律第二十六号) の施 行 に伴い、 並びに

電気通信事 業法 (昭和 五十九年法律第八十六号)第十二条の二第四項第一号ニ、 第二十六条の二第二項 第

百六十九条及び第百七十四条第一項、放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号)第百五十条の二第二項及び

第百七十五条並びに消費者契約法 (平成十二年法律第六十一号) 第十三条第五項第一 号の規定に基づき、こ

の政令を制定する。

(電気通信事業法施行令の一部改正)

第 条 電気通! 信事業法施行令 (昭和六十年政令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条第一 項第一号中 「第二十六条」を「第二十六条第 項」に、 「電気通信役務を定めるものを除 き

電 気 《通信· 事 業者の 電 気通信役務 の提供 に関する契約 の締 結 の媒介、 取次ぎ又は代理を業として行う者」

を 「媒介等業務受託者」 に改め、 同条第二項第二号中 「電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契

約の締結の媒介、 取次ぎ若しくは代理を業として行う者」を「媒介等業務受託者」に改め、 同条を第十一

条とする。

第八条第二号中 「代理」の下に 「の業務及びこれに付随する業務」を加え、 同条第三号中 「第十八条第

三項」を「第十二条の二第四項第二号ロ」に改め、 同条を第十条とし、 第二条から第七条までを二条ずつ

繰り下げる。

第一条中 「電気通信事業法(以下「法」という。)」を「法」に改め、 同条を第三条とし、同条の前に

次の二条を加える。

(特殊の関係)

第一 条 電気通信 事業法 ( 以 下 法 という。)第十二条の二第四項第一 号二の政令で定める特殊の関係

は、次に掲げる関係とする。

当該法人が当該電気通信事業者たる法人の関連会社等であること。

当該電気通信事業者たる法人が当該法人 (当該電気通信事業者たる法人との間に前号に掲げる関係

がある法人を除く。)の関連会社等であること。

当該法人が当該電気通信事業者たる法人を子会社等(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条

第三号の二に規定する子会社等をいう。 次項において同じ。)とする法人の関連会社等 (当該電気通

信事業者たる法人との間に前二号に掲げる関係がある法人を除く。)であること。

前 項の 「関連会社等」とは、会社等(会社、 組合その他これらに準ずる事業体 (外国におけるこれら

2

に 相当するものを含む。)をいう。以下この項において同じ。) (当該会社等の子会社等を含む。)が

出資、 取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらで

あ つた者 の就任、 融資、 債務の保証若しくは担保の提供、 技術の提供又は営業上若しくは事 業上の 取引

等を通じて、 財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等

(子会社等を除く。) として総務省令で定めるものをいう。

(情報通信 の技術を利用した提供)

第二条 電気 通 信事業者は、 法第二十六条の二第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとす

るときは、 総務省令で定めるところにより、 あらかじめ、 利用者 (同条第一項に規定する利用者をいう

次項において同じ。)に対し、 その用いる同条第二項に規定する方法(以下この条において 「電 磁的

方法」という。) の種類及び内容を示し、 書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た電気通信事業者は、 当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方

法による提供を受けない旨の申 出 が あつたときは、 当該 利用者に対し、 法第二十六条の二第二項に規定

する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。 ただし、 当該利用者が再び前項の規定による承

諾をした場合は、この限りでない。

別表第一中「第六条関係」を「第八条関係」に改める。

別表第二中 「第十 一条関係」 を「第十三条関係」 に改め、 同表中八の項を九の項とし、 の項から七の

項までを一項ずつ繰り下げ、 同表に一の項として次のように加える。

法第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする者

五五、〇〇〇円

別表第二の備考中「六の項」を「七の項」に改める。

(放送法施行令の一部改正)

第二条 放送法: 施行令 (昭和二十五年政令第百六十三号) の 一 部を次のように改

第四条第一項中「電磁的方法をいう。以下」の下に「この条及び次条において」を加える。

二中 介等業務受託 第七条第一項中 法第一 同 百 項 E 五. + 規 者をいう。 定す 条の二第一 る国内受信者 基幹放送局提供事業者」 第六号に 項の規定による書 おいて同じ。 ( 以 下 国内受信者」という。 面 \_ の 下 に 0) 交付 を加え、  $\overline{\phantom{a}}$ (同 媒介等業務受託者 条第二項の規定による同項に 「第六号」を を 国 「第七号」に改め、 内受信者」 (法第百五十条に規定する媒 に、 規定す る事 並 同 び 項第三号 に 項 0) を 提

なら 解除 供を含む。) を確保するために必要な措置に関する事項」 な に関す 7 行 為 る事 に に関する事 関す 項、 る 事 に改め、 項、 項 並 び 法第一 に法第百 「処理 百 五. に関する事 十条の三第一 五. + を加え、 条 項」 の三の規定による委託に係 項の規定による有料放送の役務の提供に関する契約 の 下 に 同項第六号中 法第百五十一条の二の 「法第百 る業務 五. + 条の規定による有料 0 適 規 正 定によるしては カ つ 確 実 な 放送 遂 行  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 役務に関する料金その他 の提供条件の概要の 説 明に関する事 項、 を削り、 同号を同項第七号とし、 同

項第五号の次に次の一号を加える。

六 媒 介等業務受託 者 法第百 五. 一十条の 規定に よる有料放送の 役務に関 する料 金その 他 の提 供条件 の概

要  $\mathcal{O}$ 説 明 É . 関す る 事 項及び法第百 五十 条 の 二 0 規定によるしてはならない 行為に関する事 項

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

## (情報通信の技術を利用した提供)

第七条 有料放送事業者 (法第百四十七条第一項に規定する有料放送事業者をいう。 次項において同じ。

法第百五十条の二 一第二項 の規定により同 直項に規 定する事項を提供しようとするときは、 総務省

で定めるところによ り、 あらかじ め、 国内受信者 (法第百四十七条第一 項に規定する国内受信者を いう

0 以下同じ。)に対し、 その用いる法第百五十条の二第二項に規定する方法 (以下この条において 「電

磁的方法」という。) の種類及び内容を示し、 書面又は電磁的方法による承諾を得なければならな

2 前 項の規定による承諾を得た有料放送事業者は、 当該国 内受信者から書面 又は 電 磁的 方法 により電 磁

的 方法による提供を受けない旨の申 出があつたときは、 当該国内受信者に対し、 法第一 百 五十条 の 二 第二

項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。 ただし、 当該国内受信者が 、再び前ろ 項  $\mathcal{O}$ 

規定による承諾をした場合は、この限りでない。

電電 波法 関 係 手 ,数料, 令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相 互承認の実施 に関 する法律

## 施行令の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

電波法関係手数料令(昭和三十三年政令第三百七号)第一条第三項及び第四項

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令 (平成十三年政

令第三百五十五号)第九条の表第四条第二号の項

(沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)

第四条 沖縄 振 興特別措置法施行令 (平成十四年政令第百二号) の一部を次のように改正する。

第二条第四号中 「第三十三条第一項」を 「第十二条の二第四項第二号ロ」 に改める。

武 力攻撃事 態等における国民 の保護の ための措置に関する法律施 行令 . (7) 部改 Ē

第五 条 武力攻撃事 態等における国民 この保護の 0 ため の措置に関する法律施行令 (平成十六年政令第二百七十

五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第五号中 「第三十三条第一項」を「第十二条の二第四項第二号ロ」 に、 「同項」 を 「同号口

」に改める。

(消費者契約法施行令の一部改正)

第六条 消費者契約法施行令 (平成十九年政令第百七号) の一部を次のように改正する。

第一条中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加え

る。

九 放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号)

第一条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、 同号の次に次の一号を加える。

二十四 電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号)

附則

(施行期日)

この政令は、 電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年五月二十一日)から施

行する。

1

(特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正)

2 特定都 市河川浸水被害対策法施行令 (平成十六年政令第百六十八号) の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「第四条第四号及び第五条第六号」を「第六条第四号及び第七条第六号」に改め

る。

理由

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、 関係政令の規定の整備を行う必要があるからであ